

# 飯田勤労者共済会共済給付金一覧表 [令和6年4月1日施行]

給付金の請求は給付事由が発生した日の翌日から起算して3年間有効です。お早めに手続きをしてください。

給付事由		給付金額(円)	必要な証明・添付書類(●:必要な添付書類)	備考		
祝金	新卒者就職祝金 新卒会員の地元就職 (就職後6か月経過時)	10,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明 ●卒業証明書等の写し	・飯田市又は下伊那郡の区域に所在する会員事業所が雇用した新卒者が雇用された日から起算して6か月を経過した日を給付発生日とします。 (注1)(注2)		
	結婚祝金 会員の結婚	10,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明			
	銀婚祝金 会員の銀婚(結婚25年)	10,000	●戸籍抄本または戸籍謄本(写しでも可) ※共済給付金申請書へ事業主の証明	・当該経過した日以後に発行された証明を添付してください。 ※当該経過した日以前に発行された証明を添付する場合は、事業主の証明が必要です。		
	金婚祝金 会員の金婚(結婚50年)	10,000				
	出生祝金 会員または会員の配偶者の出産	10,000		・生後14日以内の死亡は対象となりません。		
	小学校入学祝金 会員の子の小学校入学	8,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明			
	中学校入学祝金 会員の子の中学校入学	8,000				
健康管理給付金	40歳健康管理給付金 40歳に到達した会員	6,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明	・誕生月に「健康管理給付金申請書」を送付します。		
	50歳健康管理給付金 50歳に到達した会員					
	60歳健康管理給付金 60歳に到達した会員					
特別給付金	70歳特別給付金 70歳に到達した会員	3,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明	・誕生月に「70歳特別給付金申請書」を送付します。		
	第2号会員特別給付金 (65歳以上で入会した会員)	8,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明	・入会後5年を経過した月に「第2号会員特別給付金申請書」を送付します。		
	高齢者会員特別給付 71歳以上の会員	記念品		・記念品をお贈りします。		
見舞金	傷病見舞金	休業連続14日以上(休日を含む)	8,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明 ●通院又は入院に係る医療機関の領収書、もしくは、出勤簿又は健康保険の傷病手当金申請書の写し等休業したことを証明できる書類 ※当該書類に加えて、指定する者が当該休業した旨を証明する書類の提出を求める場合があります。		
		休業連続30日以上(休日を含む)	10,000			
	重度障害見舞金	労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)別表第1(第14条、第15条、第18条の8関係)[障害等級表]1級・2級に該当する場合	100,000	●医師の発行する後遺障害診断書	・重度障害見舞金の給付を受けると会員本人死亡見舞金の給付は受けられません。 ・労働災害以外は対象となりません。	
	死亡見舞金	会員本人の死亡 ※重度障害見舞金受給者は対象外	100,000	●死亡診断書、死体検案書、除籍謄本のいずれかの写し	・会員本人死亡の場合は、退職慰労金の給付は受けられません。 (注)会員が亡くなられた場合は、事務局まで連絡してください。	
		会員の配偶者の死亡	30,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明	・妊娠4か月を経過した「死産」あるいは「流産」、もしくは生後14日以内の死亡の場合、子として死亡見舞金の対象となります。	
		会員の子の死亡(会員の実子または当該子の配偶者・養子・継子)	10,000			
会員の親の死亡(会員の実・義・養・継父母)		6,000				
50歳以上退職慰労金	会員期間7年以上15年未満	10,000	・共済給付金申請書へ事業主の証明			※退会の理由が、会員事業所を退職したことが理由でないとき、または会員本人が死亡したときは、退職慰労金の給付は受けられません。
	会員期間15年以上	20,000				
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	100,000	●罹災証明書・修理見積書または請求書・写真・死亡診断書・写真等(罹災状況・内容による) ※共済給付金申請書の他に、住宅災害保険金請求書が必要です。	※会員の居住する建物(または建物に収容されている家財)が損害を受けた場合が対象です。(ただし、自然災害における家財の損害は対象となりません。) ◇住宅災害見舞金は(一財)全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)と保険契約を締結して給付をします。共済会会員は全労済協会との保険契約の被保険者となります。 ※被災した場合は速やかに事務局まで連絡してください。事務局から全労済協会に連絡し給付申請を行います。
			30%以上50%未満	70,000		
			20%以上30%未満	50,000		
			20%未満	20,000		
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	30,000		
			20%以上70%未満	15,000		
20%未満			3,000			
	会員の居住する建物の床上浸水	6,000				
弔慰金	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合	10,000				

<注意事項>

※入会日以降に発生した事由が対象となります。

※65歳以上で新規に入会した(第2号会員)場合

- ・共済給付金事業については、特別給付金(第2号会員特別給付金、高齢者会員特別給付)、住宅災害保険金のみ適用となります。
- ・自己啓発・余暇活動事業、健康維持増進事業、生活設計事業はすべて適用となります。

(注1)令和4年度(2022年度)以前の新社入りの場合は、「飯田下伊那地区に住所を有し、地区内の学校を卒業した新卒者」に限られます。

(注2)令和5年度(2023年度)の新社入りの場合は、「卒業した学校の所在は問わず、飯田市又は下伊那郡の区域に住所を有する新卒者」に限られます。

申請書の用紙は、「③共済給付金申請書」からダウンロード・印刷をしてご利用ください。



URL: <https://iida-kyosai.zenpuku.or.jp/download>